

# 照合省略指定事業所事務担当者研修

## ～第5部 留意事項について～

### 目次

- 1 電子申請手続きについて
- 2 留意事項について
- 3 まとめ

※本動画は、令和4年11月現在の制度に基づき作成しています。今後の制度改正により、取扱が変わる可能性があることについて、あらかじめご了承ください。

#### 「雇用保険事務手続きの手引き」



- 雇用保険事務手続きの参考としていただくため、ハローワークで交付しています。
- 大阪労働局で作成しており、ホームページにも掲載されています。



# 第5部 その他

## 1 電子申請手続きについて

### 電子申請のメリット

- 24時間、365日いつでも申請可能
- 来所や待ち時間、費用の負担が少なくなります
- 都度の郵送代も不要になります
- 個人情報の持ち運びが不要
- オンラインヘルプ機能により記入漏れ等のエラーが防止できます

### 大阪労働局委嘱 雇用保険電子申請アドバイザー

#### 【初めての電子申請ダイヤル】

TEL 06-7663-6040

ご利用時間 平日 9:00~12:00 13:00~17:00

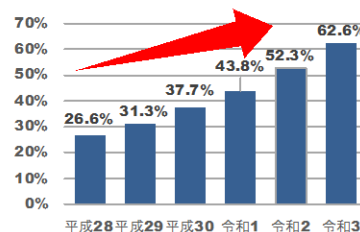
※土・日・祝・年末年始はお休みとなります

### 雇用保険関係の届け出・申請を行う事業主の皆様へ

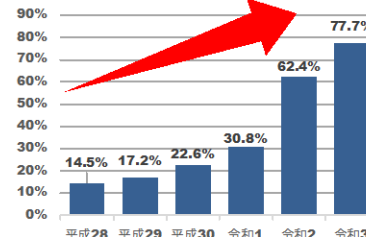
電子申請のご利用を  
お願いします！

- 窓口でお待たせしません。
- 24時間いつでも申請可能
- マイナンバー等の持ち運びが不要
- 移動費用・人件費等のコスト削減

電子申請利用率の推移(資格取得届)



(高齢雇用継続給付)



大阪府内のハローワークでは資格取得届の**6割以上**、  
高齢雇用継続給付の**7割以上**が電子申請にて申請されており、  
毎年電子申請利用率が増加しております！

#### 電子申請は



<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とはデジタル庁が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

? e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

【電話番号】：050-3786-2225

厚生労働省ホームページ「電子申請利用マニュアル紹介」ページ⇒



#### 雇用保険電子申請アドバイザーをご利用ください

電子申請導入のための準備等について、大阪労働局から委嘱を受けた社会保険労務士が専門のアドバイザーとして、電話相談や出張相談を行います。 ※無料でご利用いただけます。  
【初めての電子申請相談ダイヤル】06-7663-6040 (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

【GビズID】を利用すれば、電子証明書がなくても**無料**で電子申請が可能です。

電子申請を利用する際に、電子証明書を取得するには原則費用がかかります。電子証明書が無くてもGビズIDを取得すれば、電子申請が可能になります。GビズIDは無料で取得できます。

「GビズID」の詳細については、ホームページをご覧ください⇒



# 第5部 その他

## 1 電子申請手続きについて

### 電子申請の導入手続き

- 「e-Gov電子申請プログラム」のインストールが必要
- 詳しくは「e-Gov」のホームページ参照  
<https://www.e-gov.go.jp/>

電子申請をまだ導入されていない事業所様は、ぜひ検討をお願いいたします！



## 2020年4月から特定の法人について 電子申請が義務化されます。

現在、政府全体で行政手続コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、**特定の法人の事業所**が社会保険・労働保険に関する**一部の手続**を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

### 特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

### 一部の手続とは

#### 健康保険 厚生年金保険

- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届

#### 労働保険

- 継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書
  - ・年度更新に関する申告書（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
  - ・増加概算保険料申告書

#### 雇用保険

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 被保険者転動届
- 高年齢雇用継続給付支給申請
- 育児休業給付支給申請

## 第5部 その他

### 2 留意事項について

#### 照合省略の指定を受けている事業所による書類の添付について

- 指定を受けているにもかかわらず、毎回書類を添付している事業所が見受けられます。
- 指定を受けている事業所は、添付書類の省略が可能な手続きについては書類を添付せず提出してください。  
※必要に応じてハローワークから添付書類の提出を求めることはあります。
- もし、手続きについて不明点がある場合は個別にハローワークへご相談ください。

#### 事業所の所在地変更に伴い管轄ハローワークも変更となる場合

- 承認中のハローワークへ管轄ハローワークが変更となる旨を伝える。  
※照合省略指定事業所カードの交付を受けている場合は返却が必要
- 所在地変更後も引き続き照合省略の承認を希望する場合は、変更後のハローワークへご確認下さい。

#### サンプリング調査について

- 承認通知書にも記載している事後のサンプリング調査へご協力いただく必要があります。
- サンプリング調査に該当した場合は、求められた確認書類の提出などをお願いいたします。

## 第5部 その他

### 3 まとめ

#### まとめ

- 申請書類等への記載は慎重に行う必要あり。記載を誤ることにより労働者への給付に影響が生じることがある。
- 雇用保険制度は、法改正などにより取扱い変更になることがある。
- 照合省略指定事業所担当者研修会などを通じて情報を入手し適正な手続きを行う。
- 事務担当者が変更になった場合は、確実に引き継ぎを行う。
- 事務処理誤りが続く場合などは、照合省略の指定を撤回する場合がある。

**照合省略制度の適正な運用には、  
皆様のご協力が欠かせません！**



# おわりに

お疲れ様でした



これで照合省略指定事業所事務担当者研修は終了です。

雇用保険の各種手続き等の詳細な内容については、「雇用保険事務手続きの手引き」をご覧ください、ご不明な点がありましたら管轄のハローワークまでお問い合わせください。

今後とも、適正なそして円滑な雇用保険業務へのご理解、ご協力をお願いいたします。

ご視聴お疲れ様でした。

よろしくお願いします

